

反社会的勢力排除規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 本規程は、当社が反社会的勢力による被害を防止するため、また、関わりを一切持たないために、断固として反社会的勢力との関係を遮断し、企業の社会的責任を果たすことを目的とする。

(定 義)

第2条 反社会的勢力とは、暴力、威力および詐欺等、犯罪的な手法を駆使して経済的利益を追求する、または市民・社会に不安や脅威を与える集団または個人のことをいう。

2. 以下に該当する者並びに準ずる者は、反社会的勢力とみなす。

- (1) 暴力団およびその構成員・準構成員
- (2) 暴力団関係企業及びその役員、従業員
- (3) 企業から株主配当以外の不当な利益を要求する団体及び個人（総会屋等）
- (4) 社会運動を標榜して不当な利益・行為を要求する団体及びその構成員
- (5) 暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団との資金的つながりを有し構造的な不正の中核となっている集団又は個人（特殊知能暴力集団等）

(基本方針)

第3条 当社は、以下の基本方針を定め、反社会的勢力との関係の遮断および排除を徹底する。

- (1) 当社は企業の社会的責任を果たし、企業防衛を図る為、反社会的勢力との関係を一切遮断する。
- (2) 平素から警察・弁護士・暴力追放運動推進センター等、社外の専門機関と連携し、反社会的勢力による不当要求がなされた場合に、その対応方法を相談又は対応を要請する。
- (3) 反社会的勢力による不当要求がなされた場合、民事上の責任を追及するとともに、刑事事件として告発する。
- (4) 反社会的勢力への資金提供や商取引等一切の便宜を図る行為をしない。
- (5) 反社会的勢力に対しては組織的に対応する。

(主管部門及び責任者)

第4条 本規程の主管部門は人事総務部とし、責任者は人事総務部マネージャーとする。

2. 反社会的勢力への対応等について不明な点がある場合、人事総務部マネージャーに相談の上で対応する。人事総務部マネージャーは、必要に応じて経営管理本部長、代表取締役社長および外部の専門機関に相談する。
3. 対応した結果は、必ず人事総務部マネージャーに報告しなければならない。人事総務部マネージャーは報告をまとめ、必ず代表取締役社長に報告しなければならない。隠蔽または失念した

場合、「就業規則」等に定める懲戒処分の対象とする。

4. 会社は、対応部署および担当者の安全を配慮しなければならない。

(管理態勢の整備)

第5条 主管部門による管理態勢の整備・構築を次のとおりとする。

- (1) 反社会的勢力からの不当要求が発生した際に、発生部門から主管部門に対してすみやかに報告・相談がなされ、また脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合にはただちに警察への通報がなされる態勢を構築する。
 - (2) 前号の報告・相談に基づき、実際に担当する担当者の安全の確保を最優先し、発生部門に対して適切な対応を指示する等の態勢を構築する。
 - (3) 所轄警察担当係及び加盟暴力追放運動推進センター・顧問弁護士と連携態勢を構築する。
 - (4) 前各号の態勢を適正に実施するために、対応マニュアルを整備し、従業員用WEBへの掲載等を通じ、役職員に対して周知徹底を行う。対応マニュアルについては定期的な見直しを行うこととし(年一回程度)、また状況の変化に応じて必要な場合にも随時見直しと更新を行うものとする。
2. 主管部門では、以下に掲げる対応を行うことにより、管理態勢を構築するものとする。
- (1) 反社会的勢力に関して得た情報をデータベースとして取引先や顧客等の属性判断の際に活用できる態勢を構築する。
 - (2) 上記データベースを活用し、顧客、従業員(採用時)、業務委託先の代表者・役員・従業員等のスクリーニング実施を主導する。
 - (3) 当社の反社会的勢力に関する態勢に関して、従業員及び役職員に対して研修を実施する。

第2章 調 査

(反社会的勢力の調査対象)

第6条 調査対象者の反社会的勢力の排除に係る信用調査の具体的な実施手順は「反社会的勢力の排除に係る調査実施マニュアル」によるものとする。調査の結果、反社会的勢力との関連がある場合、または反社会的勢力との関連が無いと結論付けるだけの確証が得られない場合には、原則として、取引等を行わない。

2. 「反社会的勢力の排除に係る調査実施マニュアル」の改廃は、人事総務部マネージャーがこれを行う。

第3章 対 応

(不可抗力で反社会的勢力と関係を有した場合の対応措置)

第7条 会社と関係を有した者が反社会的勢力であったことが判明した時点で、いかなる理由であれ取引および資金提供を行わないものとする。

2. 反社会的勢力と関係を有した事実を知った役職員は、ただちに代表取締役社長、経営管理本部

長及び人事総務部マネージャーに報告しなければならない。隠蔽または失念した場合、「就業規則」に定める懲戒処分の対象とする。

(不当要求がなされた場合の報告・届出体制)

- 第8条 反社会的勢力からの不当要求がなされた場合は、代表取締役社長、経営管理本部長及び人事総務部マネージャーへ報告・相談を行い、必要な対応を行うものとする。報告・相談を行う際は、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずることも考慮し、特に、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に被害届を提出するものとする。
2. 必要な場合、警察・弁護士等外部の専門機関からの指示を仰ぐものとする。

(周知徹底、研修等)

- 第9条 反社会的勢力による被害の防止が適切に行われるために、人事総務部が役職員に対し適切な周知徹底を行うものとする。周知徹底に際しては、役職員が以下の事項について正確な認識を持つことができるように留意して行う。
- (1) 反社会的勢力から不当要求に際しての報告体制
 - (2) 反社会的勢力から不当要求に際しての対応体制
 - (3) その他反社会的勢力による被害を防止するにあたって必要となる事項

(応 対)

- 第10条 応対受付では、反社会的勢力の関係者と思われる者の、次の各事項について確認の上、面談者に連絡する。
- ①氏名
 - ②所属団体、組織名
 - ③住所、電話番号
2. 反社会的勢力の関係者との面談を行う場合は、必ず2名以上の同席とする。
 3. 同席者は、面談時の会話内容を正確に記録するものとする。
 4. 面談者は、いかなる場合においても、反社会的勢力の関係者と思われるものに対し、金銭その他の経済的利益の提供を約束する発言をしてはならない。

(届 出)

- 第11条 次の各号の場合には、代表取締役社長の承認を得た後、直ちに警察に届け出る。
- ①反社会的勢力の関係者と思われる者から不当に金銭その他の経済的利益を要求されたとき
 - ②従業員が反社会的勢力の関係者と思われるものから暴行を受けた時

(捜査協力)

- 第12条 当社は、警察による捜査に全面的に協力する。
2. 警察との連絡責任者は、人事総務部マネージャーとする。

(第三者の仲介)

- 第13条 当社は、いかなる場合においても、民暴トラブルの解決について、第三者（警察・弁護士・

- 暴力追放運動推進センター等、社外の専門機関を除く)に仲介、斡旋等を依頼しない。
2. 会社は第三者が、民暴トラブルの解決について、仲介、斡旋等を申し出ても、これに応じない。

(仮処分の申請)

- 第14条 反社会的勢力の関係者が執拗に面会を強要するときは、裁判所に対し、面会禁止の仮処分命令を申請する。
2. 反社会的勢力の関係者が執拗に電話をかけるときは、裁判所に対し、電話禁止の仮処分命令を申請する。
 3. 反社会的勢力の関係者が執拗に街宣車による街宣を行うときは、裁判所に対し、業務妨害禁止の仮処分命令を申請する。

(報道機関への対応)

- 第15条 民暴トラブルについて、報道機関から取材の申し入れがあったときは、可能な限り取材に協力する。
2. 取材への対応は、人事総務部マネージャーが代表して行う。

(附則)

1. 本規程の変更は、取締役会の決議によるものとする。
2. 本規程は、平成28年6月29日より実施する。
平成28年8月1日 改定・実施
平成28年9月21日 改定・実施